

# 優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

## 対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

## 施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

## 高齢者障害者等用施設等の適正利用の基本的な考え方について（案）

高齢者障害者等用施設等が設置された施設又は車両等の利用者は、これらの施設又は設備を目的外で利用しないことはもちろんのこと、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮をするよう努める必要があり、対象となる施設又は設備ごとの適正利用に関する基本的な考え方は次のとおり。

ただし、駐車施設におけるパーキングパーミット制度など施設設置管理者が当該施設又は設備の利用者や利用方法を定めている場合は、当該利用方法等に従って高齢者障害者等用施設等を適正に利用する（又は利用しない）ことが必要である。

※今後変更の可能性あることに留意。

高齢者障害者等用施設等の対象となる施設又は設備	適正利用の基本的な考え方
① 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造又は設備を有する便房 <sup>※1</sup>	高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造又は設備を有する便房（以下「車椅子利用者用便房等」という。）が設置された施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、近傍の一般の便房の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り車椅子利用者用便房等の利用を控え、又は高齢者、障害者等に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
② 車椅子利用者その他の障害者が円滑に利用できる駐車施設又は停車施設 <sup>※2</sup>	車椅子利用者その他の障害者が円滑に利用できる駐車施設又は停車施設（以下「車椅子利用者用駐車施設等」という。）が設置された施設の利用者（車椅子利用者その他の障害者等を除く。）は、車椅子利用者用駐車施設等の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、車椅子利用者用駐車施設等の利用を控え、又は車椅子利用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

※1 具体例：車椅子利用者用便房（旅客施設・鉄軌道車両・船舶・航空機・旅客特定車両停留施設・特別特定建築物）、オストメイト利用者用便房（旅客施設・特定道路・旅客特定車両停留施設・特別特定建築物）、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した便房（特定道路・特定公園施設）

※2 具体例：車椅子利用者用駐車施設（特定路外駐車場・特定公園施設・特別特定建築物）、障害者用駐車施設（特定道路）、障害者用停車施設（特定道路）

高齢者障害者等用施設等の対象となる施設又は設備	適正利用の基本的な考え方
③ 旅客施設又は旅客特定車両停留施設内の移動等円滑化された経路上にあるエレベーター※ <sup>3</sup>	移動等円滑化された経路上のエレベーターが設置された旅客施設又は旅客特定車両停留施設の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該エレベーターの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
④ 車両等の車椅子スペース	車椅子スペースが設置された車両等の利用者（車椅子使用者及びベビーカーを使用する者を除く。）は、車椅子使用者に当該車椅子スペースの利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
⑤ 優先席	優先席が設置された旅客施設、旅客特定車両停留施設又は車両等の利用者（高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。）は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該優先席の利用を譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

※ 3 旅客施設又は旅客特定車両停留施設に隣接した他の施設のエレベーターを用いて移動等円滑化を達成するものを含む。

※ 4 旅客特定車両停留施設については旅客施設と同等のハード基準を課した場合を想定しており、今後、修正の可能性があると留意。